【関東地区】 点検チェックリスト

仮倉庫補償

IASS 一般社団法人 社会資本整備支援機構 Infrastructure Adjustment Support System

【凡例】

〇 標準書

損失補償算定標準書 通損編 令和5年度版 関東地区用地対策連絡会 編著 国土交通省関東地方整備局

			7 - 1.3 -	. 42/10 - 0
算定年月日	R5.4.1	算定者	00 00	
採用単価	令和5年度	消費税等	等相当額の補償要否	要

に入中場際人和大体ウキ										(((1. 又は2.)+3.)			
仮倉庫補償金調査算定書										¥99,000			<u></u>	
建物番号 2 住所 ※3 ○○県○○市○○1-2-3							氏名	※ 3	00 00					
自家・借家・借間 ・配偶者居住権の別		※ 4 自	家	移転工法	移転工法 ※5 曳家		補償期間	※ 6 3	現在家賃	現在家賃(月額)		返還されない 金等一時金村	1円41.0	% 8 -
[仮住周	使用面積(㎡)	※ 9	^{※9} 特記事項											
	30.00 m ² 補償期間3ヶ月 = 曳家工事期間2ヶ月+工事前後の準備期間1ヶ月 30.00 m ² 1m ² 当たりの保管料は見積による。													
1. 賃借に	より仮倉庫	iを確保 [、]	する場合						(90,000) ¥90,000.–					
① 所要面積 ※10	30.00 m²	② 1㎡当たり <mark>※11</mark>	り保管料 (1,000) 1,000		30,000) 30,000	標	×②の査定 関準家賃(月			間(月) 3.0 ヶ月	⑤ 荷役料 <mark>※13</mark>)×④)+(補償額	5
30,000 m 1,000 30,000									ŕ					
土地を取得	① 仮設建物 費等	の建設	② 撤去費		③ 発生材	価格	④ その他控[余額			/	<u></u>	+2-3-(補償額	1
する場合	場合													0
土地を使用	① 仮設建物 費等						金の他控除額		人		200, Y-34a	<u></u>	+2-3-(4)
する場合				L AU		祖			加支援權 Spara		幾構			0
3. 消費税等相当額 ¥9,000														
消費税等 (各補償額の	課税対象額			90,000	_ ×	税率 10%	=		9,000					

^{※1} 標準家賃(月額)が10,000円未満のときは10円未満を、10,000円以上のときは100円未満を切り捨てるものとする。

^{※2 2.}賃借により仮倉庫を確保することが著しく困難な場合における①仮設建物の建設費等には電気、水道等の附帯施設に要する費用及び 敷地の借入に要する費用を含む。

チェックリスト

仮倉庫補償金調査算定書

チェック項目		No		チェック事項	備考	
	共通事項	※ 1		指定の様式(様式第2号)表を使用する。		
	建物番号	 2		建物移転料算定表等から仮倉庫を要する建物番号を転記する。		
	住所·氏名	住所及び氏名が住民票等の公的書類、その他作成調書類と一致しているか 確認する。				
	自家・借家・借間 ・配偶者居住権の別	※ 4		所有や使用の状況より判断し、記載内容を確認する。		
	移転工法	※ 5		移転工法検討書等より転記する。		
	補償期間	※ 6		通損編P30より建物移転工事期間に前後の準備期間を加えたものとし、 非木造建物については工事工程表より求めるものとする。		
	現在家賃(月額)	※ 7		借家·借間の場合は賃貸借契約書並びに居住者調査表の家賃の欄から 転記する。		
	返還されない権利金等 一時金相当月	※ 8		標準家賃単価算出表等で認定した、認定月数とする。		
	特記事項	※ 9		必要に応じて、補償期間の内訳等を記載する。		
仮倉庫	所要面積	商品、機械その他の動産は2t積貨物自動車1台分当り(7㎡)を6.5㎡として算定する。 所要面積 ※10 □ (仮倉庫に要する動産÷7×6.5=所要面積) ただし2t車貨物自動車以外を使用する場合は適正に算定した面積とする。				
を確	1㎡当たり保管料	※ 11		標準家賃単価算出表等から1㎡当たり保管料を記載する。		
を確保する	標準家賃(月額)	※12		【※10×※11】の計算された額になっているか。 10,000円未満は10円未満を10,000円以上は100円未満が切り捨て。		
場合	荷役料	※13		当該地域における荷役料を基準として、必要に応じて計上する。		
/⊑ =r	と倉庫に保管する場合	※14	astr	動産を一時保管をする場合において、委託すべき倉庫業者等がないときは 仮設倉庫(プレハブハウス等)を賃借りする費用を補償する。		
אני פאר	(后庠1〜休官りの場合	28.14		賃借りが不可能な場合は、仮設建物を新設する方が経済的かつ合理的と 認められるときは、新設による方法で算定する。		